

自治体発注業務における賃金算出根拠を調べる(Ⅰ)

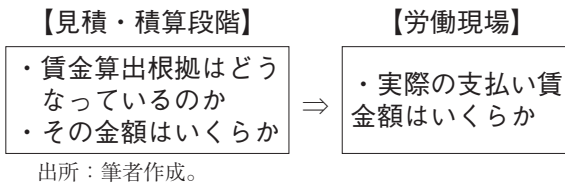
川村 雅則

1. はじめに

公契約の現場で何が起きているかを多面的に明らかにすることが、公契約の適正化を図る上で重要だと主張してきた(以下では、労働者の賃金に話を限定する)。現場に足を運べ、ということだ。

しかしその前に、そもそも発注者である自治体がどういう条件で発注を行っているか、とくに賃金の算出根拠に何を用いているのか、またその具体的な金額はいくらであるかを把握することが、負けず劣らず重要である。最初の主張が図表1の右側だとしたら、二番目の主張は図表1の左側ということになる。

図表1 公契約領域で働く者の賃金について明らかにすべきこと



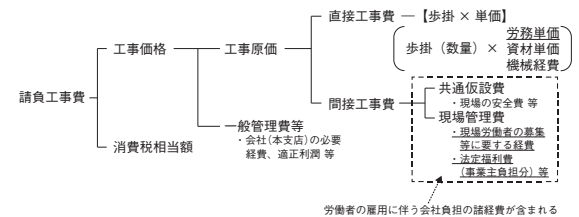
そのことをあらためて認識させられたのは、公契約条例を全国で初めて制定した野田市を今年の夏に訪ね、準備されていた様々な情報の提供をうけた際だった。要点であるこの作業をもう一度やり直そう、と思ったのだ。

2. 公共工事の場合の賃金算出根拠

公共工事を例に説明しよう。自治体が何かの事業を行う際、予定価格が組まれることになる。公共工事の場合には、予定価格の積算体系は図表2のとおりだ。このうち直接工事費の「労務単価」に注目をする。公共工事では、国土交通

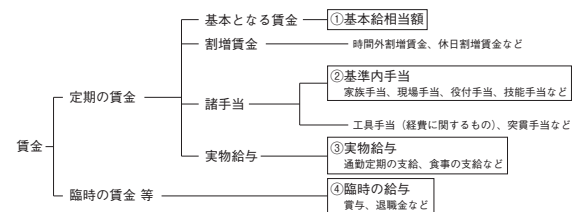
省と農林水産省によって行われる「公共工事労務費調査」に基づき「公共工事設計労務単価」(以下、設計労務単価)が決定され、それが予定価格の積算に用いられる。「設計労務単価」の構成は図表3のとおりだ。

図表2 予定価格の積算体系



出所：国土交通省資料(「公共工事設計労務単価について」)より。

図表3 公共工事設計労務単価の構成



出所：図表2と同じ。

この「設計労務単価」は、市場価格(賃金の支払い実態)に基づき決定されるため、建設不況下では設計労務単価と賃金支払いの双方が、お互いに抑制・削減の方向に機能してきた。いわゆる負のスパイラルである。それが2012年から、政策的に大きく引き上げられて今日に至る(図表4)。

同単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価であって、現場管理費及び一般管理費等の諸経費は含まない。時間外労働などが発生した場合にはその分は別に支給されることが想定され

図表 4 北海道における主要12職種の公共工事設計労務単価 (2017年 3月 から適用)

単位：円

	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	とび工	鉄筋工	運転手 (特殊)	運転手 (一般)	型わく工	大工	左官	交通誘導 員A	交通誘導 員B
労務単価	18,700	15,400	12,800	20,800	21,300	18,500	15,700	20,500	22,000	22,000	12,300	10,400
必要経費含	(26,300)	(21,700)	(18,000)	(29,200)	(29,900)	(26,000)	(22,100)	(28,800)	(30,900)	(30,900)	(17,300)	(14,600)
1時間当たり	2,338	1,925	1,600	2,600	2,663	2,313	1,963	2,563	2,750	2,750	1,538	1,300

注1：中段(括弧内)の金額は、建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費の事業主負担額、労務管理費、安全管理費、宿舍費等を、公共工事設計労務単価(上段の数値)に加算した金額。

注2：下段の金額は、公共工事設計労務単価を8時間で除して算出した1時間当たり単価。

出所：国土交通省「公共工事設計労務単価」より作成。

図表 5 野田市の業務委託契約及び指定管理協定の賃金等の最低額

契約の種類	賃金等の最低額
* 施設の設備又は機器の運転又は管理に関する契約 * 施設の設備又は機器の保守点検に関する契約	* 建築保全業務労務単価(東京地区)保全技術員補 ÷ 8(時間) × 0.8(定率)
* 施設の清掃に関する契約 * 保健センター、関宿保健センター及び野田市急病センターの清掃に関する契約	* (A) × 106 ÷ 100(地域手当) × 12(年月数) ÷ 2,015(年間所定労働時間) (A)：野田市一般職の職員の給与に関する条例別表第1の2の3の項1級の欄に定める額
* 施設の電話交換、受付及び案内に関する契約	* 既に締結した契約に係る労働者の賃金等を勘案
* 施設の警備及び駐車場の整理に関する契約	* 建築保全業務労務単価(東京地区)警備員C ÷ 8(時間) × 0.8(定率)
* 不燃物の処理施設の設備及び機器の運転その他の管理に関する契約 * 学校給食の調理及び運搬に関する契約	* 仕様書等に職種ごとに定める額
* 指定管理協定	* 仕様書等に職種ごとに定める額

出所：野田市「野田市公契約条例の手引き」2016年4月より。

ている。

「労働者への支払い賃金を拘束するものではない」ことが強調されるが、しかしながら、多くの自治体では、この「設計労務単価」に基づき予定価格が決められている。ゆえに、単価をいわば「モノサシ」として、現場では実際にいくらの支払いがされているかを調べ、その乖離を問題視してきた。

「設計労務単価」の設定方式や水準の妥当性はここではさておき、「モノサシ」を持つことがいかに重要かを強調したい。

3. 委託業務や指定管理者制度における賃金算出根拠

では、自治体が行う委託事業や、公の施設の指定管理者制度では、そこで働く者の賃金の算出根拠やその金額はどうなっているのだろうか。

今夏に訪問した野田市では、「業務委託契約

及び指定管理協定の賃金等の最低額」の算出根拠がウェブサイトで公開されているが(図表5)、詳細がここで示されていない部分(例えば、「仕様書等に職種ごとに定める額」)についても、後日に情報をご提供いただいた。データ(エビデンス)に基づき公契約の事務を進めている点や情報公開の姿勢などには他の自治体が見習うべきものがあると感じた。

野田市での調査を経て筆者もあらためて、業務委託契約や指定管理協定における賃金算出根拠とその具体的な金額の情報開示請求を札幌市や旭川市などに行った。次号以降で、そこでの経験や開示されたデータを紹介し、各地の運動に貢献したい。同時に、各地の関係者とりわけ自治体労働組合や議員に同様の作業の実施を求めたい。

(かわむら まさのり 北海学園大学教授)